

# 指定管理者(候補者)の選定結果について

沖縄県が設置している下記の「公の施設」について、次期指定管理者(候補者)を選定したので、その結果を公表します。

なお、指定管理者の指定については、令和元年第6回県議会における議会の議決を経た後に行うこととなります。

## 1 対象施設

(1) 施設名称 平和の礎

(2) 施設の概要 沖縄の歴史と風土の中で培われた「平和のこころ」を広く内外にのべ伝え、世界の恒久平和を願い、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられたすべての人々の氏名を刻んだ記念碑である。

(3) 設置場所 糸満市字摩文仁(平和祈念公園内)

## 2 指定管理者(候補者)

(1) 団体名 公益財団法人沖縄県平和祈念財団

(2) 代表者名 会長 新垣 雄久

(3) 住所 糸満市字摩文仁444番地

## 3 指定管理の期間(予定)

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## 4 指定管理者(候補者)の選定

指定管理者候補者の選定並びに指定管理者制度の適正な運用の公正性及び透明性を確保するため、指定管理者制度運用委員会を設置し評価を行った。

知事は、指定管理者制度運用委員会の評価意見を尊重し、指定管理者候補者を選定した。

なお、指定管理者制度運用委員会における審査状況は、次の5のとおり。

## 5 指定管理者制度運用委員会での審査状況

### (1) 運用委員会の構成委員

委員 (学識経験者)	島袋 秀光
委員 (学芸施設館長)	宮里 正子
委員 (利用者代表)	城間 佐智子
委員 (税理士)	高良 正輝

### (2) 開催状況及び主な議事内容

#### ①令和元年9月12日 第2回運用委員会

議事1 公益財団法人沖縄県平和祈念財団に指定管理者の申請を求めることについての検討

議事2 平和の礎の指定管理者選定要項(案)についての検討

議事3 平和の礎の指定管理者選定に係る審査要領(案)についての検討

議事4 平和の礎の指定管理者選定の審査基準(案)についての検討

#### ②令和元年11月11日 第3回運用委員会

議事 平和の礎指定管理者指定申請団体の審査  
(申請者によるプレゼンテーション及び委員による評価)

### (3) 募集方法

平和の礎の指定管理者の募集については、県の指定管理者制度に関する運用方針の公募の例外事例に該当することから、公益財団法人沖縄県平和祈念財団を指定管理者申請者として指名した。

#### (公募の例外とする根拠)

- 公の施設の指定管理者制度に関する運用方針（平成29年3月17日付総務部長決裁）第4の1の(1)から一部抜粋

公募の例外の例示【以下の2項目に該当】

- ・ 県の施策の円滑な推進を図る上で、設置目的と密接に関連する目的で設置された団体又はそれに準ずる団体に管理させることが適当と認められる場合

- 沖縄県平和祈念財団の設立趣旨が、戦没者の慰霊と霊域及び関連施設の維持管理を目的として設立され、合わせて、独自の平和発信事業を行っており、その設立目的及び事業内容は、平和の礎の建設の趣旨に合致するものであり、県の施策の円滑な推進を図る上で、平和の礎の指定管理者として最適であると認められる。

- ・ 隣接又は併設される施設の指定管理者と同一の者を指定することで、利用者サービスの向上など効率的・効果的な運営が見込まれる場合

○ 平和の礎の利用者は、平和祈念公園内にある国立沖縄戦没者墓苑や各慰霊塔の参拝者と重なることから、利用者の利便性の観点からも、墓苑や慰霊塔の管理を受託している公益財団法人沖縄県平和祈念財団を指定管理者とすることが適当である。

#### (4) 運用委員会による評価の方法

- ① 平和の礎指定管理者制度運用委員会において、事業計画書等の内容を別紙「平和の礎の指定管理者申請の審査基準」の審査項目ごとに「優」「良」「可」「不可」と評価し、最終的に総合評価を行う。
- ② 評価における「優」「良」「可」「不可」の内容は以下のとおりとする。
  - 「優」：特に優れており、創意工夫があり効果的である（9点～10点）
  - 「良」：優れている（7点～8点）
  - 「可」：普通である（5点～6点）
  - 「不可」：問題がある（1点～4点）
- ③ 運用委員会の評価（審査）の際には、申請者によるプレゼンテーションを行うものとする。
- ④ 総合評価は、下記のとおり評価する。
  - ・ 審査項目のうち1つでも「不可」の評価がされた場合  
「要補正」
  - ・ 上記以外の場合  
「適」
- ⑤ 総合評価において、委員全員が「適」の評価をしたときは、申請者を指定管理者の候補者として選定する。
- ⑥ 総合評価において、委員の1名以上が「要補正」の評価をしたときは、申請者に事業計画等の補正を求め、再度審査を行うものとする。

#### (5) 評価（審査）結果

委員全員一致で、公益財団法人沖縄県平和祈念財団の申請書一式の内容が沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例第16条の審査基準に適合し、指定管理者として平和の礎の設置目的を達成するための総合的な能力を有するとの評価がなされた。